

資料 2 - 5	H20.3.21
障害福祉サービス及び地域生活支援給付 に係る事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

・ H20.8.1 一部改訂（赤波線部分）

障害福祉サービス事業者等における留意事項

第 1 千葉県地域生活支援給付上限額管理に関する改正の要点

1 利用者負担額に係る管理

（ 1 ）障害福祉サービスにおける上限額管理者

ア 上限額管理事務

地域生活支援給付に係る上限額管理対象者について、障害福祉サービスに関して利用者負担上限額管理事務依頼を受けている事業者（「事業者」又は「事業所」については施設を含む。以下同じ。）は、地域生活支援給付に係る上限額管理事務の依頼を受けて、当該上限額管理対象者の地域生活支援給付に係る利用者負担額の合計額（当該額が負担上限月額を超える場合は負担上限月額。なお、障害福祉サービスを併給している場合で、当該額と障害福祉サービスの自己負担額の合計額が負担上限月額を超えるときは、負担上限月額から障害福祉サービスの自己負担額を差し引いた額。以下同じ。）を算定する。この場合において、当該上限額管理者は、当該額を千葉市に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該登録地域生活支援給付サービスを提供した事業者等に通知するものとする。

イ 利用者への援助

支給決定障害者等について、障害福祉サービスに係る利用者負担上限額管理事務の依頼を受けている事業者は、当該支給決定障害者等が地域生活支援給付の上限額管理対象者となるか否かの確認を行っていただきたい。

なお、アに該当する場合は、上限額管理事務依頼届出書の作成等必要な援助をお願いしたい。

（ 2 ）指定相談支援事業者

ア 上限額管理事務

地域生活支援給付に係る上限額管理対象者について、指定相談支援に係る利用契約のある事業者は、地域生活支援給付に係る上限額管理事務の依頼を受けて、当該上限額管理対象者の地域生活支援給付に係る利用者負担額の合計額を算定する。この場合において、当該上限額管理者は、当該額を千葉市に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該登録地域生活支援給付サービスを提供した事業者等に通知するものとする。

イ 利用者への援助

サービス利用計画作成対象障害者等について、指定相談支援に係る利用契約のあ

る事業者は、当該サービス利用計画作成対象障害者等が地域生活支援給付の上限額管理対象者となるか否かの確認を行っていただきたい。

なお、アに該当する場合は、上限額管理事務依頼届出書の作成等必要な援助をお願いしたい。

(3) 指定共同生活介護事業者及び指定共同生活援助事業者

ア 上限額管理事務

地域生活支援給付に係る上限額管理対象者について、指定共同生活介護又は指定共同生活援助に係るサービスを提供する事業者((1)に該当する場合を除く。)は、地域生活支援給付に係る上限額管理事務の依頼を受けて、当該上限額管理対象者の地域生活支援給付に係る利用者負担額の合計額を算定する。この場合において、当該上限額管理者は、当該額を千葉市に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該登録地域生活支援給付サービスを提供した事業者等に通知するものとする。

イ 利用者への援助

支給決定障害者等について、指定共同生活介護又は指定共同生活援助に係るサービスを提供する事業者は、当該支給決定障害者等が地域生活支援給付の上限額管理対象者となるか否かの確認を行っていただきたい。

なお、アに該当する場合は、上限額管理事務依頼届出書の作成等必要な援助をお願いしたい。

(4) 障害福祉サービスを提供する事業所 ((1) 又は (3) に該当しないものに限る。)

ア 利用者負担額一覧表の送付

地域生活支援給付に係る上限額管理対象者について、障害福祉サービスを提供している事業所は、地域生活支援給付の上限額管理者に対して利用者負担額一覧表の送付をお願いしたい。

イ 利用者への援助

支給決定障害者等について、障害福祉サービスを提供する事業者は、当該支給決定障害者等に係る地域生活支援給付の上限額管理者の存否について確認を行っていただきたい。

なお、アに該当する場合は、利用者負担額一覧表の送付についての説明をお願いしたい。

(5) 登録地域生活支援給付サービス事業者

ア 上限額管理事務 ((1) から (3) の事業者が上限額管理を行わない場合に限る。)

地域生活支援給付に係る上限額管理対象者について、登録地域生活支援給付サービス事業者は、地域生活支援給付に係る上限額管理事務の依頼を受けて、当該上限額管理対象者の地域生活支援給付に係る利用者負担額の合計額を算定する。この場合において、当該上限額管理者は、当該額を千葉市に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該登録地域生活支援給付サービスを提供した事業者等に通知するものとする。

イ 利用者負担額一覧表の送付（アに該当する場合を除く。）

地域生活支援給付に係る上限額管理対象者について、地域生活支援給付サービスを提供している事業所は、地域生活支援給付の上限額管理者に対して利用者負担額一覧表の送付をお願いしたい。

ウ 利用者への援助

支給決定障害者等について、地域生活支援給付サービスを提供する事業者は、当該支給決定障害者等が地域生活支援給付の上限額管理対象者となるか否かの確認を行っていただきたい。

なお、アに該当する場合は、上限額管理事務依頼届出書の作成等必要な援助をお願いしたい。

イに該当する場合は、利用者負担額一覧表の送付についての説明をお願いしたい。

2 利用者負担上限額管理加算

（１）算定要件

支給決定障害者等のうち支給決定時に、障害福祉サービス及び地域生活支援給付に係る定率負担の合計額が利用者負担上限月額（以下「負担上限月額」という。）を超える可能性がある者として千葉市が認定した者（受給者証の「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」欄に「有」と記載のある者。５ページの様式例参照）で、同一月において、複数のサービス事業所（事業所番号が異なるものに限る。月の途中で利用するサービス事業所を変更した場合を含む。）から地域生活支援給付サービスを利用する者又は障害福祉サービスに加えて地域生活支援給付サービスを利用する者に対し、利用者負担上限額管理を行った場合、当該管理結果が利用者負担上限額管理結果票上のどの結果であっても一律に当該事務に係る加算を算定できることとする。

（２）単位数

５０単位とする。

（３）給付率

１００／１００とする（加算に係る利用者負担額なし）。

（４）請求方法

ア 依頼を受けて上限額管理事務を行う障害福祉サービス事業者等又は指定相談支援事業者

（ア）みなし登録

上限額管理を行う事業所として、地域生活支援給付サービスに係る付番を行うため、みなし登録届出書（６ページの様式）を提出する。

（イ）請求事業所番号

みなし登録届出書に基づく付番の連絡があるまでの期間（概ね２か月程度）は、障害福祉サービス又は指定相談支援に係る指定事業所番号を記載して請求すること（同一管理が可能な地域生活支援給付に係る事業所番号が既に付番されており、

当該事業所番号をみなし登録届出書に記載した場合は、当該地域生活支援給付に係る事業所番号で請求すること。)

(ウ) 請求サービスコード

当該月における関係事業所の利用者負担額一覧表から判断し、以下の から の優先順位により最も若い順位のサービス種類のサービスコードで請求する。

0 1 日中一時支援（放課後対策型）

0 2 移動支援

0 3 生活サポート

0 4 訪問入浴サービス

0 5 日中一時支援（日中預かり型）

イ 依頼を受けて上限額管理事務を行う登録地域生活支援給付サービス事業者

(ア) 請求サービスコード

対象者が当該月に利用した地域生活支援給付サービスのうち、アの（ウ）の から の優先順位により最も若い順位のサービス種類のサービスコードで請求する。

(イ) 千葉市地域生活支援給付費明細書における請求額明細欄の記入方法

本体報酬と給付率が異なることから、当該加算分のみ列を分けて算定する。

3 みなし事業者登録

(1) みなし登録の意義

1の(1)から(3)までの事業所が地域生活支援給付の利用者負担上限額管理事務の依頼を受け、上限額管理加算を請求することとなる場合、地域生活支援給付に関する付番が必要となる。

また、1の(5)のアに該当する事業所が、2のイの(ア)のルールにより自事業所が登録を受けていないサービス種類の上限額管理加算を請求することとなる場合、当該サービス種類での加算を支払うことができるようにするための登録が必要となる。

なお、みなし登録を受けた事業所は、全サービス種類における上限額管理加算を請求することができる。

(2) 千葉市登録地域生活支援給付サービス事業者みなし登録届出書（6ページ参照）

千葉市地域生活支援給付に係る上限額管理事務の依頼を受けた事業者のうち、(1)に該当する事業者は、千葉市登録地域生活支援給付サービス事業者みなし登録届出書を千葉市障害者自立支援課あて電子メールで提出すること。

第2 改正後の事務処理の詳細

改正後の事務処理の詳細については別表（7ページ）及び資料2 - 1から2 - 4を参照していただきたい。

(一)

千葉市地域生活支援給付受給者証				
受給者証番号		1000000011		交付年月日 平成20年 4月 1日
支給決定	住所・居住地 千葉市若葉区〇〇			
障害者 (保護者)	フリガナ			
	千葉 太郎			
支給決定に 係る障害児	フリガナ			
	千葉 ちはな			
市長名及び印	121004 千葉市長 鶴岡 啓一  (窓口) 〒264-8550 若葉区貝塚町 1258-20 若葉保健福祉センター保健福祉サービス課 TEL043-233-8154 FAX043-233-8178			
	利用者負担上限月額	障害福祉サービス との負担額の合算	有	利用者負担上限 月額の適用期間
3,750 円				平成20年 4月 1日から 平成21年 3月 31日まで

(二)

支給決定内容			
サービスの種類	単価区分	支給量	有効期間
移動支援 (身体介護を伴う)	—	25時間/月	平成20年 4月 1日から 平成21年 3月 31日まで
日中一時支援 日中預かり型	—	42時間/月	平成20年 4月 1日から 平成21年 3月 31日まで
***	*	***	*** から *** まで
***	*	***	*** から *** まで
***	*	***	*** から *** まで
予備欄1 食事提供体制加算対象者			
予備欄2 —			
予備欄3 —			

(三)

注意事項欄	
1 千葉市地域生活支援給付のサービスを受けるときに支払う金額は、原則としてサービスに要した費用の1割です。ただし、この証の第一面の「利用者負担上限月額」が障害福祉サービスと合算の1か月あたりの上限になります。 2 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて千葉市にその旨を届け出てください。 3 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに千葉市に届け出て、再交付を受けてください。また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに千葉市に返還してください。 4 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を千葉市に返還してください。 5 支給決定内容欄に記載されていないサービスについては、給付費の支給は受けられません。他の種類の給付を受ける必要がある場合は、千葉市に支給申請をしてください。また、支給量の変更を必要とする場合は、支給量変更の申請をすることができます。 6 地域生活支援給付事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を登録事業者に提示し、この証の第四面以降において支給量の管理を行ってください。 7 記入欄が足りなくなった場合は、本証を千葉市に持参し、欄の追加を申し出てください。	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	有
利用者負担上限額管理事業所名	千葉市
障害福祉サービス受給者証番号	2000000011

千葉県登録地域生活支援給付サービス事業者みなし登録届出書

平成 年 月 日

(あて先)

千葉市長

(届出者)

所在地

名称

代表者職氏名

次のとおり届け出ます。

みなし登録の対象となる障害者自立支援法による指定事業所等	サービスの種類		事業所番号	
	事業所名称			
千葉県登録地域生活支援給付サービス事業者の登録等に関する要綱において既に登録を受けている場合	サービスの種類		事業所番号	
連絡先	電話番号		FAX番号	

(備考)

「千葉県登録地域生活支援給付サービス事業者の登録等に関する要綱において既に登録を受けている場合」欄には、千葉県において既に事業所登録を受け、番号が付番されており、同一事業所番号による管理が可能な場合はその事業所に関する事項を記載してください。

別表

	障害福祉サービス及び指定相談支援						地域生活支援給付						障害福祉サービスに係る利用者負担一覧表	地域生活支援給付に係る利用者負担一覧表	障害福祉サービスに係る上限額管理結果票	地域生活支援給付に係る上限額管理結果票
	障害福祉サービスの支給決定(負担額の合算)	上限額管理対象見込み者該当(受給者証の表示)	上限額管理事務依頼届出(受給者証への事業所名の記載)	当月上限額管理対象者該当	サービス利用計画作成費の支給決定及び利用契約	共同生活介護又は共同生活援助の支給決定及びサービス提供	上限額管理対象見込み者該当(受給者証の表示)	当月上限額管理対象者該当	上限額管理事務依頼届出書の提出により加算を算定できる上限額管理者	上限額管理者決定方法	障害福祉サービスを提供した事業所 障害福祉サービス上限額管理者	障害福祉サービスを提供した事業所 地域生活支援給付上限額管理者	地域生活支援給付を提供した事業所 地域生活支援給付上限額管理者	障害福祉サービス上限額管理者 障害福祉サービスを提供した事業所	地域生活支援給付上限額管理者 障害福祉サービスを提供した事業所	地域生活支援給付上限額管理者 地域生活支援給付を提供した事業所
パターン1	有り	有り	有り	不問	不問	不問	有り	有り	障害福祉サービスにおける届出済みの上限額管理者	ルールによる依頼	送付	省略	送付	送付	不要	送付
パターン2	有り	有り	有り	不問	不問	不問	有り	無し	無し		送付	省略	送付	送付	不要	不要
パターン3	有り	不問	無し		有り	不問	有り	有り	指定相談支援の利用に係る契約のある事業所(パターン1に該当しない場合に限	ルールによる依頼		送付	送付		不要	送付
パターン4	有り	不問	無し		有り	不問	有り	無し	無し			送付	送付		不要	不要
パターン5	有り	不問	無し		無し	有り	有り	有り	指定共同生活介護又は指定共同生活援助に係るサービスを提供した事業所(パターン1に該当しない場合に限	ルールによる依頼		送付	送付		不要	送付
パターン6	有り	不問	無し		無し	有り	有り	無し	無し			送付	送付		不要	不要
パターン7	有り	不問	無し		無し	無し	有り	有り	地域生活支援給付における上限額管理者決定ルールにより依頼を受けた地域生活支援給付サービス事業所	ルールによる依頼		送付	送付		不要	送付
パターン8	有り	不問	無し		無し	無し	有り	無し	無し			送付	送付		不要	不要
パターン9	無し						有り	有り	地域生活支援給付における上限額管理者決定ルールにより依頼を受けた地域生活支援給付サービス事業所	ルールによる依頼			送付			送付
パターン10	無し						有り	無し	無し				送付			不要
パターン11	不問						無し	無し	無し							